公　募　公　告

福井県自治研修所研修業務の委託について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告する。

令和８年１１月１３日

福井県知事　石田　嵩人

１　委託する業務

（１）名称

福井県自治研修所研修業務

（２）内容

「県職員階層別研修」、「市町職員階層別研修」、「能力開発研修（選択研修）」、「その他研修（県職員対象ハラスメント防止研修）」の企画、実施、評価等に関する業務

２　委託期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

３　委託契約金額の上限

年額　６０，２１９千円以内（消費税および地方消費税を含む。）

（契約総額　１８０，６５７千円以内（消費税および地方消費税を含む。）

※　この募集に要する経費は含みません。

※留意事項

福井県議会令和９年２月定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、あらかじめご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、福井県においては、その損害について一切負担しません。

４　企画提案書等を求める事項

企画提案書等の内容については、後段「６の説明資料等の交付」により交付する募集要領等による。

５　参加資格

（１）本業務の提案に参加できる事業者は、次の各号に定める要件をすべて満たす単独法人または複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。コンソーシアムの場合は、全ての構成員が当該資格要件を満たすことが必要。なお、いずれの構成員も、この業務の他のコンソーシアムの構成員を兼ねたり、別途単独で応募することはできない。

① 福井県財務規則（昭和３９年４月１日福井県規則第１１号）第１４６条の規定に基づき福井県競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

② 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

③ 参加資格認定の日において､現に福井県の指名停止措置を受けていないこと。

④ 参加資格認定の日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立て、および会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生　手続開始の申立てまたは破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

⑤ 本店および福井県内に所在する営業所等が、国税または地方税を滞納していない者であること。

⑥ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 政治団体（政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条の規定によるもの）でないこと。

⑧ 企画提案審査会前３年間における事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

⑨ 福井県から訴えを提起されていないこと。

⑩ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

⑪ 過去５年の間に官公署等と同種、同規模程度の契約実績を有すること。

（２）次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、参加申込をした事業者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または、該当していることが判明した場合は、参加資格を取り消し、その者とは契約を締結しない。

①　参加表明書提出の日から企画提案の審査結果通知日までに、提案者が前記５の資格要件を満たさなくなった場合
②　提出期限までに提出資料が提出されない場合
③　提出資料に虚偽の記載があった場合
④　著しく信義に反する行為があった場合
⑤　契約を履行することが困難と認められる場合
⑥　企画提案書の内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
⑦　審査の公平性に影響を与える行為があった場合
⑧　書類に不備（軽微なものを除く。）がある場合

６　説明資料等の交付

募集要領および各種様式等関係資料の交付については、次のとおりとする。

（１）　交付期間

令和８年１１月１３日（金）から令和８年１２月８日（火）までの土・日、祝日を除く毎日、午前９時から午後５時までとする。

（２）交付場所

〒９１０－８５８０
福井県福井市大手３丁目１７番１号　７階
福井県総務部人事課行政経営・人材マネジメント室
TEL　０７７６－２０－０２４０
FAX　０７７６－２０－０６２６
なお、福井県総務部人事課ホームページからもダウンロードすることができる。

７　企画提案書等の提出手続

（１）　提出期限

ア　「参加表明書」、「法人概要書」およびその他募集要領に定める書類
令和８年１１月２７日（金）午後５時

イ　「企画提案書」等
令和８年１２月１０日（木）午後５時

（２）　提出先

〒９１０－８５８０
福井県福井市大手３丁目１７番１号　７階
福井県総務部人事課行政経営・人材マネジメント室
TEL　０７７６－２０－０２４０
FAX　０７７６－２０－０６２６

８　企画提案書等の審査

提出された企画提案書等は、審査委員会において、応募者によるプレゼンテーションを実施した上で審査する。

プレゼンテーションの日程については、応募者に別途通知する。

９　企画提案書等の提出辞退

参加表明後に企画提案書等の提出を辞退する場合は、「辞退届（様式自由）」を企画提案書等の提出期限までに提出すること。

１０　審査結果の通知

審査結果は、全参加者に通知する。

１１　委託先候補の決定方法

審査委員会の審査により、総合点が最も高かった応募者を委託先候補に決定する。

１２　公告業務に関する質問事項

別紙１「募集に関する質問票」により、令和８年１１月１３日（金）から令和８年１１月２０日（金）までに電子メールにより提出すること。電話または口頭による質問は受け付けない。

＜質問先＞　jinji@pref.fukui.lg.jp

回答は、すべての参加申込者に対し、令和８年１１月２５日（水）までに電子メールにより行う。ただし、質問または回答が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

１３　その他

（１）　提出された企画提案書等は返却しない。

（２）　企画提案に係る一切の経費については、応募者（参加）した法人等の負担とする。

（３）　本業務に関し、県から受領または閲覧した資料等について、県の了解なく公表または使用してはならない。

（４）　このプロポーザルに係る一連の手続きおよび契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

（５）　提出された企画提案書は、審査を行う目的に限り使用する。ただし、福井県情報公開条例（平成十二年三月二十一日福井県条例第四号）その他関連規定により、公開の義務がある場合にはこの限りではない。

（６）　この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、募集要領等による。